

函南町水道等使用料システム更新業務委託 公募型プロポーザル 審査要領

1 審査主体

審査は、函南町水道等使用料システム更新業務委託公募型プロポーザル審査選定委員会(以下「選定委員会」という。)により行われるものとする。

2 審査方法

(1) 機能要件(配点: 200 点)

① 対象

別紙4 「機能要件一覧」

② 評価・採点方法

別紙4 「機能要件一覧」に示した要件についての対応状況を採点する。

各者の持ち点を 200 点とし、事業者が提示する対応状況に応じて以下のとおり採点。

必須項目で○: 減点なし

必須項目で△: 1 点減点

推奨項目で○: 減点なし

推奨項目で△: 1 点減点

推奨項目で×: 2 点減点

※必須項目で×がある場合は、失格とする。

(2) 価格評価(配点: 100 点)

① 対象

「見積書」

② 評価・採点方法

「見積書」に示した金額について採点する。構築に係る金額と、5年間の運用・保守にかかる費用の合計額を「提案者見積価格」とし、最も低い提案者見積価格を示した者の得点を 100 点とする。その他の者の得点は以下の計算結果に応じた得点とする。(小数点以下四捨五入とする)

「価格評価点=100 点×(最低見積価格÷提案者見積価格)」

(3) プレゼンテーション(配点：700 点)

① 対象

- 企画提案書の内容及び説明
- 企画提案書の内容を補完する説明
- システムのデモンストレーション
- 質疑応答 など

② 評価・採点方法

プレゼンテーションの内容を選定委員会が評価する。

別紙3「函南町財務会計システム更新業務委託公募型プロポーザル審査基準」に沿って審査項目ごとにA～Dの4段階で評価し、評価に対応する得点の合計を評価点とする。

記号	評価内容
A	特に優秀な提案である。(最も優れている)
B	効果的な提案である。(優れている)
C	標準的な提案である。(標準的)
D	低い水準の提案である。(劣っている)

③ デモンストレーションの内容

水道等使用者の情報入力手順といった基本的な操作のほか、職員の作業効率化等に資する特徴的な機能等についてのデモンストレーションを行うこと。

ただし、企画提案書等の内容と異なる説明があった場合は失格とする。

④ その他

本業務に従事する者(プロジェクトマネージャー等)がデモンストレーション及び質疑応答を行うこと。

(4) その他

- データセンター要件一覧及び機器要件一覧は評価の対象外とするが、一つでも×がある場合は評価せず失格とする。
- 企画提案書はじめ各種提出書類等に虚偽の記載があれば、評価せず失格とする。

3 優先交渉権候補者の決定方法

下記の計算方法で最も総合評価点が高かった者を優先交渉権候補者として決定する。

総合評価点＝機能要件評価点

- + 價格評価点
- + プレゼンテーションにおける各委員の評価点の平均値(小数点以下四捨五入とする)

同点になった場合は、選定委員会による合議又は多数決により決定する。